別添:

■長期全体目標(100～200 年後)

1) 本来この地にあった原生の森を再生する。

2) 本来的な野生生物群集と自然生態系の循環を再生する。

3) トラスト資産としての運動地の適正な公開と保全のシステムを構築する。

■項目別長期目標(100～200 年後)及び中期目標(1998～2017 年)

自 然 草 原

○長期目標

「草原環境の維持を図る。」

○第 1 次中期目標 (1998～2017 年)

「現状を維持する。」

台 地

○長期目標

「もともとの植生であったトドマツとミズナラを中心とする針広混交林へと誘導していく。」

○第 1 次中期目標 (1998～2017 年)

1. 広葉樹二次林・針広混交二次林 → 既存林分の育成。
   天然林に近い樹種組成と構造へ誘導。
2. カシワ林 → 既存林分の育成と回復。
3. 牧草地・ササ地 → 若齢林分の育成。草原環境も適正に保全。
4. アカエゾ・トドマツ幼齢造林地 → 造林地の育成。天然林的組成への誘導。
5. アカエゾ・シラカンバ造林地 → 造林地の育成。天然林的組成への誘導。
6. カラマツ造林地 (高木林) → 在来樹種への転換の促進。

河 岸 段 丘 斜 面

○長期目標 「針広混交林へと誘導するとともに、シマフクロウやオジロワシ・オオワシの営巣環境やねぐらとしての環境の保全と育成を図る。」

○第 1 次中期目標 (1998～2017 年)

シマフクロウ生息環境改善地域 → 営巣可能樹種の中大径木の保全完了。
営巣可能樹種の小径木を中径木化。
ねぐらのためのとまり木を保全。

河 川・河 畔 林

○長期目標 「カツラに象徴される河畔林の再生を図るとともに、サケマスの自然産卵やオショロコマの増殖が可能な環境を復元する。」

○第 1 次中期目標（1998～2017 年）

1. 河畔林 → 現存するカツラ大径木の保全と後継樹の育成。
   1981 年（S56 年）の台風による改変以前の河畔林とその構造の復元。
2. 河川 → サケマス類の自然産卵可能域の拡大。

生 物 相 の 復 元

○長期目標 「減少種の増殖や絶滅種の再導入によって、地域固有の動物相を復元し、安定させる。」

○第 1 次中期目標（1998～2017 年）

1. 希少鳥類 → シマフクロウの安定的繁殖の維持・拡大。
   オジロワシの安定的繁殖の維持・拡大。
   越冬期のワシ類のねぐら環境、餌環境の向上。
2. 魚類 → カラフトマス・シロサケの自然産卵の回復。
   絶滅したサクラマスの再生産の復元。
   オショロコマの生息密度の回復。
3. その他の動物相 → 第 2 次復元対象動物種の決定と繁殖・導入試験の開始。

■中期目標期間中（平成 29 年まで）の方針

1） 作業の前後にモニタリング調査を行うとともに、放置区を設けて再評価と計画の見直しに備える。

2） 急増したエゾシカへの対応には、生態系の調整能力の活用を基本とするが、植生への著しい影響が避けられない場合は、個体数調整も含めて検討する。※2007 年（平成 19 年）改訂

3） カラマツなど外来樹種については、森林再生の過程では活用するが、長期的には減少させる。

■不変の原則

1） 植林木の生長によって余剰の樹木が生じても、運動地の系外への人為的な持ち出しは認めない。これは自然の営みから生産される物質は、すべて運動地内でリサイクルさせること、経済的利用は認めないことを意味します。

2） 自然に再生しつつある二次林では、森づくりのためであっても、大規模な森林構造の急変は行わない。森の再生過程を助ける程度に留める。複雑な森林生態系の中では、人が良かれと思ってやったことが、森の成り立ちを壊してしまう恐れが絶対にないとはいいきれません。それを防ぐために、謙虚に弱度の働きかけをじっくり行うことを意味します。

3） 再生計画の実施にあたっては、国立公園および自然教育の場としての位置づけに配慮した森づくりを進めます。

4） 5年一巡の回帰作業方式をとること。過去の作業結果を評価するモニタリング調査を欠かさない。常に後ろを振り返りつつ、自然に対して謙虚な作業を行っていきます。

5） 作業計画の立案や見直しは、定期的に開催する専門委員会議に諮り、承認を得なければならない。恣意的な変更は認められません。

6） 野生生物とその営みの再生にあたっては、遺伝子汚染を防ぐこと。つまり、減少種の他地域からの安易な導入は行わず、現地の個体群からの増殖を原則とします。また、絶滅種の復元では、遺伝的にも地理的にも極力近い個体群からの再導入を原則とします。

■100 平方メートル運動地・公開の原則

1） しれとこ 100 平方メートル運動の歴史と趣旨を理解していること

2） 100 平方メートル運動地の生態系保護や森林再生の方針に反しないこと

3） 運動地内では、安全に十分な配慮をすること